

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年 月 日 ()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	邑南町 32449
地域名 (地域内農業集落名)	阿須那地域 (下戸河内・判場・岨迫・大所・柚ノ木・上戸河内・大庭上・細谷・大庭下・旅迫上・旅迫下・町・木須田・門前・田本・今西・川渚下・川渚上・両半・中雪田・竹・上雪田・本田下・本田上・後谷・上金井谷・下金井谷・下郷・中郷・小林・上郷・後山・細貝)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	135.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	135.5 ha
② 田の面積	133.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.9 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	57.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	21.8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

阿須那地域においては耕地面積が135.5haに対して中山間地域等直接支払制度の対象用農地が133.9ha、35集落のうち、集落営農法人が3組織存在しており、地域の農業を担う者として位置づける方は18名いる。

現在、地域内の農業を担う者が農地で集積している割合は52%、70歳以上の耕作割合は43%(法人や営農組織を除く)、内、後継者未定の農業者の耕作割合は38%となっている。地域の法人、営農組織や地域内の農業を担う者への農地集約が必要になってくる。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稲

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

担い手の集積率が高い集落等においては継続して集落営農法人・地域の農業を担う者が水田利用を担っていく。担い手の集積率が低い地域においては中山間の集落協定の基盤強化や後継者確保、新規就農者の受入れを促進していくことで課題の解決を図る。

阿須那応援隊を軸に進められている広域連携組織の設立について、農村RMO事業の取り組みにより新たな人材確保と事務局機能の強化が期待できる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手と農業を担う者の農作業に支障がない範囲で農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	52 %	将来の目標とする集積率	55 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の担い手として考える方の集積率を55%とする			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業を担う者を中心に集積・集約化を進める
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
未定
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市町村と連携して取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
サービス事業者Aによる飼料用稲刈取委託により農地利用の効率化をはかる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵等を設置する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③中山間地域等直接支払制度の加算制度を活用しスマート農業の取組に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨サービス事業者A(飼料用稲刈取委託組織)との連携により農地利用の効率化をはかる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲、野菜	4.6 ha	ha	水稲、野菜	4.6 ha	ha	A	
認農	B	水稲、野菜	15.5 ha	ha	水稲、野菜	15.5 ha	ha	B	
利用者	C	水稲	7.3 ha	ha	水稲	7.3 ha	ha	C	
利用者	D	水稲	2.4 ha	ha	水稲	2.4 ha	ha	D	
認農	E	水稲	7.1 ha	ha	水稲	7.1 ha	ha	E	
利用者	F	水稲	1.1 ha	ha	水稲	1.1 ha	ha	F	
利用者	G	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	G	
利用者	H	水稲	1.1 ha	ha	水稲	1.1 ha	ha	H	
利用者	I	水稲	1.2 ha	ha	水稲	1.2 ha	ha	I	
利用者	J	水稲	1.1 ha	ha	水稲	1.1 ha	ha	J	
利用者	K	水稲	1.3 ha	ha	水稲	1.3 ha	ha	K	
集	L	水稲	3.4 ha	ha	水稲	3.4 ha	ha	L	
利用者	M	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	M	
利用者	N	水稲	3.3 ha	ha	水稲	3.3 ha	ha	N	
利用者	P	水稲	1.2 ha	ha	水稲	1.2 ha	ha	P	
利用者	Q	水稲	0.8 ha	ha	水稲	0.8 ha	ha	Q	
利用者	R	水稲	1 ha	ha	水稲	1 ha	ha	R	
認農	S	水稲	14.9 ha	ha	水稲	14.9 ha	ha	S	
計	18経営体		68.5 ha	0 ha		68.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	サービス事業者A	飼料用稲刈取受託	飼料用稲(WCS)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。